

酒類販売事業者支援金

Q&A

酒類販売事業者支援事業 Q&A もくじ

1 申請者について

- Q 1 - 1 酒販組合員しか申請できませんか。 1
- Q 1 - 2 30%以上売上が下がっていないと対象にならないのはなぜですか。 1
(売上の減少が30%未満であるが、対象となりませんか。) 1
- Q 1 - 3 酒販事業者でないと対象にならないのはなぜですか。 1
- Q 1 - 4 卸売業者(製造業者)ですが卸売業者を通じて飲食店に販売していますが、支援金を受け取れますか。 1
- Q 1 - 5 一つの会社の中に、酒類卸売部門と食料品卸売部門があり、それぞれ事務所があり、県内飲食店と取引しています。事務所ごとに申請できますか。 1
- Q 1 - 6 飲食業と卸売業を営んでいます。卸売業として、この支援金を申請できますか。 2
- Q 1 - 7 飲食業と卸売業を営んでいます。休業及び時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象でしたが、申請を忘れていました。この応援金を受け取ることはできますか？ 2
- Q 1 - 8 個人事業主とはどのような概念ですか。 2
- Q 1 - 9 フランチャイズ店の場合は誰が受け取ることができますか？ 2
- Q 1 - 10 営業所は兵庫県にありますが、本店は東京にあります。この支援金を受け取れますか。 2
- Q 1 - 11 廃業予定です。この支援金を受け取れますか。 2
- Q 1 - 12 事業継続が前提となっているということは、この支援金を受け取ったら廃業できないのですか。 3
- Q 1 - 13 今回の支援金の対象に、社会福祉法人や医療法人は含まれますか。 3
- Q 1 - 14 大企業は、この支援金を受け取れますか。 3
- Q 1 - 15 地方自治体や公的機関の出資が入っている企業は、この支援金を受け取れますか。 3

2 飲食店との取引について

- Q 2 - 1 飲食店とはどういう意味ですか。 4
- Q 2 - 2 喫茶店と取引があるが対象となりますか。 4
- Q 2 - 3 飲食店以外とも取引をしています。この支援金を受け取るにあたって、売上に占める割合などの制限はありますか。 4
- Q 2 - 4 たまたま先月飲食店と取引がありました。この支援金を受け取れますか。 4
- Q 2 - 5 飲食店と直接取引をしていますが、飲食店街で商売をしているため、売上が大きく下がっています。この支援金を受け取ることはできますか。 4
- Q 2 - 6 納入している飲食店が移動販売車です。この支援金を受け取れますか。 5

- Q 2 - 7 取引している飲食店は、兵庫県内に本店があり、兵庫県に所在していないといけませんか。中小企業である必要がありますか。 5
- Q 2 - 8 取引していた飲食店が廃業してしまいました。この店の名前を申請書に記入してもよいですか。 5
- Q 2 - 9 神戸市長の営業許可を持っている飲食店と取引があるのですが対象となりませんか。 5

3 売上減少要件について

- Q 3 - 1 売上が前年同月比 30%以上減少していることが要件になっていますが、これは飲食店向け売上を比較するのですか。 6
- Q 3 - 2 売上を 2019, 2020 年同月比と比較することになっていますが、令和 2 年に開店したため、前年同月比較ができません。どの時期と比較すればいいですか。 6

4 提出書類について

- Q 4 - 1 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすればよいですか。 8
- Q 4 - 2 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？ 8
- Q 4 - 3 開業届を紛失しました。どうしたらよいですか。 8
- Q 4 - 4 酒類販売業免許を紛失しました。どうしたらよいですか。 8
- Q 4 - 5 添付書類の売上台帳とはどういったものですか。【7月14日追加】 9
- Q 4 - 6 添付書類の飲食店と反復継続した取引を示す帳簿書類とはどういったものですか。【7月14日追加】 9
- Q 4 - 7 白色申告者で現金取引しかなく、売上台帳に取引先名が書いていないが、どうしたらよいか。【7月21日追加】 9

5 支給時期について

- Q 5 - 1 いつから支給されますか？ 10

6 その他

- Q 6 - 1 コロナに関する給付金を受け取っています。この支援金も受け取れますか。 11
- Q 6 - 2 4月・6月の売上減少率は50%以上ですが、5月は40%でした。この場合、5月のみが対象となるのですか？ 11
- Q 6 - 3 この支援金は課税対象ですか。 11

1 申請者について

Q 1 - 1 酒販組合員しか申請できませんか。

A いいえ。条件を満たせば組合員でなくても対象となります。ただし、事務処理が異なるため、組合員の方は組合連合会会長あて、非組合員の方は県知事あて申請をお願いいたします。

Q 1 - 2 30%以上売上が下がっていないと対象にならないのはなぜですか。
(売上の減少が30%未満であるが、対象となりませんか。)

A この事業は、国の地方創生臨時交付金を活用して実施しており交付金の対象となるのが売上の減少が30%以上50%未満の方であるため、このような取扱いとしております。

Q 1 - 3 酒販事業者でないと対象にならないのはなぜですか。

A この事業は、国の地方創生臨時交付金を活用して実施しており、交付金の対象となるのが酒販事業者の方であるため、このような取扱いとしております。

Q 1 - 4 卸売業者（製造業者）ですが卸売業者を通じて飲食店に販売していますが、支援金を受け取れますか。

A 直接取引をしている事業者の方に限定しております。直接飲食店に納品していれば支給対象となりますが、そうでない場合は支給対象とはなりません。
(直接取引をしている事業者の方は、飲食店が酒類の提供を停止したことによる直接的な影響を受けるため、そのような取り扱いとしております。)

Q 1 - 5 一つの会社の中に、酒類卸売部門と食料品卸売部門があり、それぞれ事務所があり、県内飲食店と取引しています。事務所ごとに申請できますか。

A 申請は事業者単位となっています。複数の事務所があつたとしても、申請は一度だけです。

Q 1 - 6 飲食業と卸売業を営んでいます。卸売業として、この支援金を申請できますか。

A 原則、申請できません。飲食業を営んでいる場合は、その営業形態により、地方公共団体が実施する休業及び時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている可能性があります。この協力金の支給対象となっていれば、今回の支援金は同時に受け取れないため、申請することができません。

ただし、経営する飲食店が県外にのみあり、その所在する自治体の全てが協力金を支給していない場合は対象となる場合があります。

Q 1 - 7 飲食業と卸売業を営んでいます。休業及び時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象でしたが、申請を忘れていました。この支援金を受け取ることはできますか？

A できません。申請漏れの場合であっても、この支援金を受け取ることはできません。

Q 1 - 8 個人事業主とはどのような概念ですか。

A 税務署に開業届を提出している事業者です。

Q 1 - 9 フランチャイズ店の場合は誰が受け取ることはできますか？

A 加盟店（フランチャイジー）が申請者となります。

Q 1 - 10 営業所は兵庫県にありますが、本店は東京にあります。この支援金を受け取れますか。

A 受け取れません。本店所在地が兵庫県内にある事業者に限らせていただいております。

Q 1 - 11 廃業予定です。この支援金を受け取れますか。

A 受け取れません。この支援金は、事業継続が前提となっていますので、廃業した事業者については、支援金を受け取ることができません。

Q 1-12 事業継続が前提となっているということは、この支援金を受け取ったら廃業できないのですか。

A 支援金の目的は、頑張る中小企業を応援することですので、事業継続していただきたいと思っています。少なくとも、交付日時点では営業活動を行っていることが必要となります。

Q 1-13 今回の支援金の対象に、社会福祉法人や医療法人は含まれますか。

A 今回の支援金に関しては、含まれます。社会福祉法人に加え、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合、有限責任事業組合が含まれます。

Q 1-14 大企業は、この支援金を受け取れますか。

A 大企業であっても月次支援金と同様中小法人等であれば受け取ることができます。中小法人等でなければ対象となりません。

中小法人等に該当するかは、書類（履歴事項等全部証明書等）により確認します。

大企業で、今回の支援金の対象となるのは、次のいずれかを満たす者

- ① 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。
- ② 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

Q 1-15 地方自治体や公的機関の出資が入っている企業は、この支援金を受け取れますか。

A 出資額または従業員の数基準を満たす場合に、受け取ることができます。

2 飲食店との取引について

Q 2-1 飲食店とはどういう意味ですか。

A 飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を保有し、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う方をさします。

(食品衛生法施行令第34条の2第2項に規定する「飲食店営業」の定義と同様のもの。)

喫茶店(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を行う方)は除かれます。

なお、飲食店であっても、4月からの緊急事態宣言に伴う休業または営業時間短縮要請の対象ではない飲食店(テイクアウト専門店等)としかお取引がない場合は今回の支援金の対象とはなりません。

Q 2-2 喫茶店と取引があるが対象となりますか。

A 飲食店の営業許可を持っていない喫茶店は、酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を行う店であるため、(酒類の提供を停止する飲食店と直接の取引を有する酒類販売事業者を支援する)今回の支援金の趣旨からはそれることから、飲食店の営業許可もっていない喫茶店としかお取引がない場合は対象外としています。

ただし、他に、4月からの緊急事態宣言に伴う休業または営業時間短縮要請の対象となった飲食店と取引がある場合は対象となります。

Q 2-3 飲食店以外とも取引をしています。この支援金を受け取るにあたって、売上に占める割合などの制限はありますか。

A ありません。飲食店と定期的な取引があれば、割合などの制限はありません。

Q 2-4 たまたま先月飲食店と取引がありました。この支援金を受け取れますか。

A 受け取れません。国の月次支援金と同様、スポット取引は対象外としております。毎週、毎月など、定期的な取引を対象としております。

Q 2-5 飲食店と直接取引をしていませんが、飲食店街で商売をしているため、売上が大きく下がっています。この支援金を受け取ることはできますか。

A できません。飲食店と直接取引がないと、受け取ることができません。

Q 2-6 納入している飲食店が移動販売車です。この支援金を受け取れますか。

A 受け取れません。今回の支援金の対象は、県の要請を受けて休業もしくは時間短縮営業をし、酒類の提供を停止する飲食店と直接のお取引を有する方が対象となっております。

そのため、デリバリー、テイクアウト専門店、移動販売車による営業等で客室がない場合は、県は休業や時間短縮営業の要請を行っていないため、納入されていても対象となりません。ただし、「3類（客室なし）」の許可を受けている飲食店で、屋内の常設の飲食スペースを設けている店舗（例：多人数が入れる宴会場を有するホテル、ショッピングモールのフードコート）であり、県が休業や時間短縮営業の要請を行っている方と直接お取引をされている場合は対象となります。

Q 2-7 取引している飲食店は、兵庫県内に本店があり、兵庫県に所在していないといけませんか。中小企業である必要がありますか。

A いいえ、お取引先が県外の所在でも申請可能です。お取引先が大企業であっても申請を受け付けています。

Q 2-8 取引していた飲食店が廃業してしまいました。この店の名前を申請書に記入してもよいですか。

A 記入していただいてもよろしいですが、審査に時間を要するため、できましたら現在、お取引がある中で、存続している飲食店の名前の記入をお願いいたします。

Q 2-9 神戸市長の営業許可を持っている飲食店と取引があるのですが対象となりますか。

A 対象となります。

（保健所設置市（神戸、姫路、尼崎、明石、西宮）の市長名のものは対象となる。その他、県外の知事でない者（市長）の許可証も有効）

3 売上減少要件について

Q3-1 売上が前年同月比 30%以上減少していることが要件になっていますが、これは飲食店向け売上を比較するのですか。

A 飲食店向け売上だけではなく、すべての売上を合算して比較してください。ただし、給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いてください。

Q3-2 売上を 2019, 2020 年同月比と比較することとなっていますが、令和 2 年に開店したため、前年同月比較ができません。どの時期と比較すればいいですか。

A 新規開業等により比較対象の確定申告書がない場合、下記の方法により比較対象月の収入を推定してください。

区分	推定方法
2019 年・2020 年新規開業特例	推定収入＝開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数※ ¹ ※ ¹ 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。
合併特例	2021 年の 4 月以降に、合併を行った中小法人等 推定収入＝合併前の各法人の対象年月の月間事業収入合計
事業承継特例	2020 年の 4 月以降に、事業承継を受けた個人事業者等 推定収入＝事業を行っていた者の 2019 年又は 2020 年の対象月の事業収入
法人成り特例	2020 年の 4 月以降に、個人事業者から法人化した者 推定収入＝法人化前の 2019 年又は 2020 年の基準月の事業収入
2021 年新規開業特例	2021 年 1～3 月の間に開業した中小法人等・個人事業者等 推定収入＝2021 年 1～3 月の事業収入の合計 ÷2021 年の開業した月から 2021 年 3 月までの月数※ ² ※ ² 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。
連結納税特例	連結納税を行っている中小法人等 ⇒それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能
罹災特例	2018 年又は 2019 年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等・個人事業者等の推定収入額＝罹災した年又はその前年の対象月の事業収入
NPO 法人・公益法人等特例	・特定非営利活動法人及び公益法人等 ⇒確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能 ・寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人 ⇒追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能
白色申告の場合など※確定申	推定収入＝2019 年又は 2020 年の年間事業収入÷1.2

<p>申告書において月間事業収入が確認できない場合</p> <p>※ 青色申告を行っている者であって、所得税青色申告決算書を提出しない者を含む</p>	
<p>確定申告義務がない場合</p>	<p>住民税の申告書類の控えて代替可能</p>
<p>法人で確定申告書が合理的な理由で提出できない場合</p>	<p>確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能</p>

4 提出書類について

Q 4 - 1 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすればよいですか。

A 確定申告書の写しに加えて、お住まいの市町で所得課税証明を発行していただき、提出してください。

なお、確定申告書と所得課税証明は、同一期間のもの（確定申告書と所得課税証明の営業（事業）所得金額が一致するもの）としてください。

Q 4 - 2 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？

A 税務署へ提出した法人設立届出書、開業届の写し（いずれも税務署の受付印が押印されたもの）を提出してください。

Q 4 - 3 開業届を紛失しました。どうしたらよいですか。

A 税務署に対し保有個人情報開示を行って、開業届の写しを入手してください。詳しくは国税庁のホームページを参照ください。

（国税庁 HP：<https://www.nta.go.jp/Anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm>）

Q 4 - 4 酒類販売業免許を紛失しました。どうしたらよいですか。

A 税務署に対し酒類製造者や酒類販売業者であること等の証明を申請し、証明書を入手してください。詳しくは国税庁のホームページをご参照ください。

（国税庁 HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03c/14.htm>）

※なお、事前に管轄の酒類指導官に連絡されると速やかに証明書の発行を受けられると国税局に確認しております。連絡先は国税庁のホームページをご参照ください。

（国税庁 HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/senmonjoho/sake/shidokan/index.htm>）

Q 4-5 添付書類の売上台帳とはどのようなものですか。

A 以下の内容について記載があるものを売上台帳としています。県ホームページ掲載 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/getsujiboshu.html>) のサンプルをご確認ください。

- ①売上台帳の年月
- ②当該月に発生した売上について、売上の発生日（確定日）・取引先名・摘要（どのような売上なのか分かる簡潔な内容）・売上額（1円単位まで）・備考（必要に応じて）
- ③当該月の売上額合計

Q 4-6 添付書類の飲食店と反復継続した取引を示す帳簿書類とはどのようなものですか。

A 飲食店との原則1月に2回以上の取引がわかる帳簿及び書類のことをいいます。

「帳簿」は、例えば総勘定元帳、現金出納帳、売上台帳などがあり、Q 4-5のAに記載の内容が含まれていれば、別途添付の売上台帳でも受け付けます。

「書類」には、例えば注文書、契約書、領収書などがあり、取引の相手方が記載されていることを要します。

なお、帳簿書類は2019年及び2020年両年の申請をされる月のものをご提出ください。

帳簿の記帳方法については、国税庁のホームページを参照ください。

(国税庁 HP https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyoku/kichou03.pdf)

Q 4-7 白色申告者で現金取引しかなく、売上台帳に取引先名が書いていないが、どうしたらよいか。

A 白色申告者の方は、「小売その他これに類するものを行う者の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載することができる。」と簡易な方法による記載が認められており、取引先名を書いていない売上台帳を作成されている方もいらっしゃいます。こうした方は、反復継続取引のある日の売上額に当該取引先名を補記してご提出ください。

5 支給時期について

Q 5 - 1 いつから支給されますか？

A 書類審査等を経て、なるべく速やかに支給を開始する予定ですが、申請状況等により遅れが生じる可能性がありますので、予めご了承ください。

6 その他

Q 6 - 1 コロナに関する給付金を受け取っています。この支援金も受け取れますか。

A 対象月と同期間を対象とする、地方公共団体等が実施する休業及び時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者もしくは国において実施する月次支援金の支給対象者はこの支援金を受け取れません。また対象月と同期間を対象とした、地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業からの給付を受ける予定（受給済の場合も含む）の方も、この支援金を受け取れません。

Q 6 - 2 4月・6月の売上減少率は50%以上ですが、5月は40%でした。この場合、5月のみが対象となるのですか？

A 当事業の支援対象は5月のみです。なお、50%以上の減少率となった4・6月については、国の月次支援金の対象となっております。詳しくは月次支援金のホームページを参照ください。

(経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

Q 6 - 3 2021年4月の売上が2019年4月の売上と比較すると減少率は50%以上で国の月次支援金の対象となっております。2020年4月の売上は2019年4月の売上と比較すると減少率は30%以上50%未満となっております。この場合、県の支援金を申請できますか。

A 国の月次支援金の対象となっている場合、県の支援金の対象とはなりません。国の月次支援金の申請については、国の月次支援金のホームページを参照ください。

(経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

なお、国から月次支援金の受給者リストが配布される予定であり、二重に受給していることが発覚した場合は、不正受給として加算金、延滞利息を課す場合があります。

Q 6 - 4 この支援金は課税対象ですか。

A 補助金等は税法上収入として扱われ、課税対象となる可能性があります。

詳しくは税理士もしくはお近くの税務署にお問い合わせください。

(参考：国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/fAQ/04.htm#Q4-7>)